

主な農林水産物・食品のEPA関税率早見表（2026年2月1日時点）
※本表は日本政府がEPA交渉時に提示した、各農林水産物・食品の関税率を示すもので、実際の税率は交渉結果によって異なる場合があります。

*主な品目のみ掲載しています。これ以外の品目につきましては別途、相談窓口までお問い合わせ下さい。

主な農林水産物・食品のEPA関税率早見表（2026年2月1日時点）

*主な品目のみ掲載しています。これ以外の品目につきましては別途、相談窓口までお問い合わせ下さい。

*MFN税率とは、EPAを利用しない場合の通常の関税率。JETRO WORLD TARIFF及び各国の関税率表を参照しています。

※オーストラリアの「ウイスクイー」と及び「本格威士忌・酒造、並にヨーロッパの「ラム酒」、「ウイスキー」と及び「本格威士忌・酒造」について、物品税規章類を含む開票を記載している。なお、物品税規章類は各協定による課税額によって異なる。

※シガポールは、ビル以外のPMIを全てMPN禁輸であり、EPアリ利用する必要がないため省略しています。
※EPアリ率よりも、輸送率の方が低い場合はEPアリ判断する必要はありません。

*輸出先国の税規が、このままでは異なる点でコード・税率を適用する可能性がありますので、実際に輸出する前に、輸出先国(の税規等)に確認して下さい。
＊諸外国との取引については、輸出規制法(Export Control Law)が適用されることがあります。輸出する前に、輸出手続の税規等に従事して下さい。

※米国の関税については、国際協力税率（International Cooperation Tariff）が適用される可能性がありますので、ご了承ください。輸出税の税額欄に記載して下さい。
※米国の関税について、米国通商2002年8月1日より一部品目免除され、開港税（5%以上）の品目には追加課税が課されます。15%以上の品目については19%となります。ご不明な点は、相談窓口にお問い合わせください。

なお、大統領命令対象外品目に記載されていた一括の木材につきましては、米国時間2025年10月14日より、針葉樹の丸太及び材品に10%の分野別開関税が適用されます。詳しくは、林野庁HP(<http://makuaku.ympu.go.jp/jsp/104.pdf>)をご覧ください。

*米国時間2005年11月14日公表の大統領令により、特定の農産品(牛丼、抹茶等)が、米国時間2005年11月13日から根拠開設の対象外品目リストに追加されました。対象外品目リストは以下リンク先の財務省2をご参照ください。
→大統領令対象外品目(米財務省リンク)

に大蔵電子が販売する機器についての情報
<https://www.whitepaper.jp/wp-content/uploads/2025/11/annex.pdf>

